

第4章 税金

1. 税金の分類と納付方法

《問題1》

【解答】

1. × わが国の税金には国税と地方税があるが、事業税や固定資産税は、「地方税」である。
2. ○
3. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 税金を国税と地方税に区分すると、(法人税)は国税であり、(事業税)は地方税である。
2) ①不動産取得税は地方税、②登録免許税は国税である。
3) ①固定資産税は地方税、②印紙税は国税である。
2. 3) 税金を負担する者(担税者)と納税義務を有する者(納税義務者)が異なることを想定している税を間接税といい、間接税の例として、(消費税)が挙げられる。
3. 2) 所得税は、納税者自身が1暦年間の所得金額と、それに応じた所得税額を計算のうえ、確定申告を行い、その申告に基づき自主的に納付する(申告納税)方式を基本としている。

2. 所得税総論

《問題1》

【解答】

1. × 所得税は、原則として、毎年「1月1日から12月31日」までの期間に生じた個人の所得に対して課される税金である。
2. × 申告分離課税とは、所得を得た人が「自分で税額を申告する」方法である。源泉徴収によって確定申告を必要しない方法は、源泉分離課税である。
3. × 所得税の確定申告書を提出すべき居住者が死亡した場合、その相続人は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から「4ヵ月以内」に、所轄税務署長に対し当該確定申告書を提出しなければならない。
4. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 所得税において、山林所得、土地・建物等に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等は、(申告分離課税)の対象となる。
2. 1) その年の1月16日以降新たに業務を開始し、その年分から所得税の青色申告を行おうとする者は、その業務を開始した日から(2ヵ月)以内に、青色申告承認申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 3) 事業所得または(不動産所得)を生ずべき事業を営む青色申告者が、正規の簿記の原則に従い作成した貸借対照表、損益計算書を添付した確定申告書を期限内に電子申告するなどの要件を満たす場合、最高(65万円)の青色申告特別控除の適用を受けることができる。
4. 1) 所得税法における居住者とは、日本国内に住所を有し、または現在まで引き続いて(1年)以上住所を有する個人をいう。

3. 各所得の計算

《問題1》

【解答】

1. × 居住者である個人が日本国内において支払いを受ける預金の利子は、原則として、「**所得税 15%**」・住民税 5%の税率により源泉徴収（特別徴収）される。
2. ○
3. ○
4. × 事業的規模で行われている不動産の貸付による所得は、「**不動産所得**」に該当する。
5. × 総収入金額は、実際の現金収入額ではなく、その年に確定した収入金額で計上するため、未収となっている売上代金も「**含まれる**」。
6. ○
7. ○
8. ○
9. ○
10. × Aさんは、勤続年数 25 年で X 社を定年退職し、退職金（収入金額）として 3,000 万円を受け取った場合、退職所得の金額は「**925 万円**」となる。
 退職所得控除額；800 万円 + 70 万円 × (25 年 - 20 年) = 1,150 万円
 退職所得金額；(3,000 万円 - 1,150 万円) × 1/2 = 925 万円
11. ○
12. × 所得税における一時所得の金額については、その年中の一時所得に係る総収入金額から、その収入を得るために支出した金額を控除し、さらに最高 50 万円の特別控除額を控除した「**金額のうち 2 分の 1**」を、総所得金額に算入する。

13. ○
14. × 所得税法上、公的年金等に係る雑所得の金額は、「公的年金等の収入金額－公的年金等控除額」により計算する。
15. ○

《問題2》

【解答】

1. 2) 利子所得は、原則として、所得税・住民税あわせて(20%)の税率による源泉分離課税の対象となる。なお、復興特別所得税は考慮していない。
2. 2) 所得税において、減価償却資産の範囲に含まれない資産として(土地)が挙げられる。
3. 1) 所得税法上、新たに取得した建物の減価償却の償却方法は、(定額法)となる。
4. 2) 所得税法上、原則として、給与所得者が通常の給与に加算して受ける(通勤に通常必要な通勤手当)は、所定の額の範囲内であれば課税されない。
5. 1) 2020年分の給与所得の金額の計算において、給与等の収入金額が(850万円)を超える場合、給与所得控除額は上限である195万円が適用される。
6. 3) 給与所得者のうち、その年に支払いを受けた給与等の金額が(2,000万円)を超える者は、所得税の確定申告をしなければならない。
7. 3) 1ヵ所から給与を受ける居住者で、その年中の給与等の金額が2,000万円以下のため年末調整により所得税が精算されている者であっても、その年の給与所得および退職所得以外の所得の合計額が(20万円)を超える場合は、所得税の確定申告をしなければならない。

8. 2) 勤続年数 30 年の者が、定年退職に伴い退職金 3,000 万円を受け取ったときの所得税における退職所得控除額は、 $(800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (30 \text{ 年} - 20 \text{ 年})) = 1,500 \text{ 万円}$ となる。
9. 3) 給与所得者が 26 年 3 ヶ月間勤務した会社を定年退職し、退職金の支給を受けた。この場合、所得税の退職所得の金額を計算する際の退職所得控除額は、 $(800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (27 \text{ 年} - 20 \text{ 年})) = 1,290 \text{ 万円}$ になる。
勤続年数で 1 年未満の端数が生じる場合は 1 年に切り上げて計算する。そのため、26 年 3 ヶ月間勤務したのであれば、勤続年数は 27 年となる。
10. 1) 所得税における譲渡所得の金額の計算上、(株式)の譲渡損益は、短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分をすることなく計算される。
11. 1) A さんの給与所得の金額が 700 万円、物品販売業に係る事業所得の損失の金額が 50 万円、一時所得の金額が 60 万円 (50 万円の特別控除後で 2 分の 1 前) であるとき、A さんの総所得の金額は (680 万円) である。
一時所得は、所得金額のうち 2 分の 1 だけを他の所得と合算する。

$$\text{総所得金額} ; 700 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} \times 1/2 = 680 \text{ 万円}$$

4. 課税標準の計算

《問題1》

【解答】

1. × 上場株式の譲渡による損失の金額は、原則として他の所得金額と損益通算することは「できない」。
2. × 公社債（国内利付債）の譲渡による損失の金額は、給与所得の金額と損益通算することは「できない」。
3. ○
4. × 青色申告者の所得税の計算において、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額（純損失の金額）が生じた場合、その損失の金額を翌年以後「3年間」にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。

《問題2》

【解答】

1. 3) 所得税の計算において、不動産所得、（事業所得）、山林所得、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、一定の場合を除き、他の所得の金額と通算することができる。
2. 1) 下記＜資料＞の不動産所得の金額の計算上生じた損失のうち、他の所得の金額と損益通算が可能な金額は、（70万円）である。なお、損益通算をするにあたって他に必要とされる要件は満たしているものとする。

土地を取得するために要した負債利子は、損益通算することができない。

不動産所得；100万円－200万円＝△100万円

損益通算が可能な金額；100万円－30万円＝70万円

5. 所得控除

《問題1》

【解答】

1. × 所得税の配偶者控除における控除対象配偶者とは、居住者と生計を一にし、かつ、合計所得金額が「48万円以下」である配偶者をいう。
2. × 控除対象となる扶養親族は16歳以上の人をいい、16歳に満たない扶養親族については控除対象にはならず、「扶養控除は適用されない」。
3. ○
4. ○
5. × 人間ドックにかかった費用は、その人間ドックによって「重大な疾病が見つかり治療を行った場合の人間ドックは医療費控除の対象となる」が、異常が発見されず治療を行う必要がなかった場合の人間ドックは医療費控除の対象外となる。
6. × 雑損控除の控除額は、「(1) 損失額－課税標準×10%」と「(2) 災害関連支出額－5万円」のいずれか多い方となるのであって、「損失金額全額が雑損控除の対象となるわけではない」。
7. ○

《問題2》

【解答】

1. 3) 所得税の金額の計算上、基礎控除の最高額は**(48万円)**である。
2. 2) 所得税において、居住者が控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を除く）を有する場合、その者のその年分の総所得金額等から**(38万円)**を控除する。
3. 1) 所得税の配偶者特別控除の適用要件として、適用を受けようとする年分の居住者の合計所得金額は、**(1,000万円)**以下でなければならない。
4. 3) 納税者の合計所得金額が800万円で、その配偶者の合計所得金額が60万円である場合、**(配偶者特別控除)**の適用が受けられる。なお、他の適用要件は満たしているものとする。
配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額は、38万円を超えて76万円までであり、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下などという要件が満たされた場合に受けられる。
5. 3) 所得税において、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の控除額は、**(63万円)**である。
6. 2) **(厚生年金保険の保険料)**は、所得税および住民税における社会保険料控除の対象である。
なお、確定拠出年金の個人型年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となり、生命保険契約の保険料は、生命保険料控除の対象となる。
7. 2) 所得税において、2012年1月1日以後に締結した生命保険契約に係る一般の生命保険料控除の控除限度額は、**(40,000円)**である。
8. 2) 所得税における生命保険料控除のうち、2012年1月1日以後に締結した保険契約に係る介護医療保険料控除の控除限度額は、**(40,000円)**である。
9. 3) 所得税における地震保険料控除の控除限度額は、**(50,000円)**である。

6. 税額の計算と税額控除

《問題1》

【解答】

1. ○
2. ○
3. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 所得税において総合課税の対象となる所得に係る税率は、原則として課税標準が大きくなるに応じて税率が高くなる（累進税率）となっている。
2. 2) 課税所得金額が300万円である者の所得税額は、下記の速算表を使用して（20万2,500円）となる。なお、復興特別所得税は考慮しない。
$$300 \text{ 万円} \times 10\% - 9 \text{ 万} 7,500 \text{ 円} = 20 \text{ 万} 2,500 \text{ 円}$$
3. 1) 住宅（認定長期優良住宅に該当しない）を取得し、居住の用に供して住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、住宅借入金等の年末残高の4,000万円以下の部分につき（1.0%）の税額控除が受けられる。
4. 1) 居住者が住宅を取得して居住の用に供し、各年において住宅借入金等特別控除の適用要件を満たす場合、その適用を受けられる期間は原則（10年）である。特例として、2019年10月1日から2020年12月31日の間に消費税10%で住宅を取得した場合、控除期間が13年となる。
5. 2) 所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる家屋は、床面積が（50㎡）以上で、かつ、その（2分の1）以上がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
6. 3) 内国法人から支払いを受けた剰余金の分配に係る配当所得の金額が100万円で、課税総所得金額が600万円である居住者の所得税における配当控除の金額を計算すると、（100万円×10%=10万円）である。
7. 1) 所得税の配当控除の適用を受ける場合、配当所得について（総合課税）を選択して、確定申告を行う必要がある。

7. その他の税金

《問題1》

【解答】

1. 1) 個人事業税の申告書の提出期限は、原則として翌年の（3月15日）までであるが、所得税の確定申告をした者は、個人事業税の申告書を提出する（必要はない）。